

特定非営利活動法人マルル定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人マルルという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都東村山市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は障害児者とその家族が安心して過ごせる居場所を提供し、経験が少ないと言われている障害児者（特に重症心身障害や医療ケア児者、難病児者）に様々な体験や機会を提供すると共に、障害児者とその家族が課題としている地域社会における共生の実現のために課題に取り組み、状況と一緒に改善し、健やかに暮らせる社会の実現を目指していく。困難をお互いに支え合うことで社会との繋がりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

1 特定非営利活動に関わる事業

- (1) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害児者と当事者家族との交流促進事業
- (2) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害児者と当事者家族に対する支援・相談事業
- (3) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害児者と当事者家族並びに、支援者との連携促進事業及び情報提供事業
- (4) 福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）
- (5) 障害児者の理解を深めるための研修事業
- (6) 障害児者に関する情報発信事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上5人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員の解任
- (5) 解散における残余財産の帰属
- (6) 社員総会で議決をする必要があると理事会が決議した重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会に議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事会に出席した中から選ぶ。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(持ち回り決議)

第36条 緊急を要する事項について、代表理事から全理事に書面または電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面または電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の決議とすることができます。

2 次条の規定にかかわらず、持ち回り決議の場合には、理事総数、代表理事が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、代表理事及び他の理事1名以上が記名押印または署名しなければならない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならぬ。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雜 則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	村 上 優香
副代表理事	薄 井 ゆりか
副代表理事	高 橋 美奈子
副代表理事	志 水 博 子
監 事	小 野 昌 代

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)入会金 正会員（個人・団体） 0円 賛助会員（個人・団体） 0円
(2)年会費 正会員（個人） 3,000円 賛助会員（個人） 2,000円（1口以上）
 賛助会員（法人・団体） 10,000円（1口以上）

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 マルル

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	<input checked="" type="radio"/> 理事・監事	ムラカミユウカ	有・無	代表理事
		村上優香		
2	<input checked="" type="radio"/> 理事・監事	ウスイユリカ	有・無	副代表理事
		薄井ゆりか		
3	<input checked="" type="radio"/> 理事・監事	タカハシミナコ	有・無	副代表理事
		高橋美奈子		
4	<input checked="" type="radio"/> 理事・監事	シミズヒロコ	有・無	副代表理事
		志水博子		
5	<input checked="" type="radio"/> 理事・監事	オノマサヨ	有・無	
		小野昌代		
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 マルル

1 事業実施の方針

令和7年度は、「障害児者と当事者家族との交流促進事業」および「障害児者の理解を深めるための研修事業」については、参加人数の拡大と地域への浸透を図るため、SNSや広報紙、連携機関を活用した積極的な広報活動を重点的に行う。あわせて、当事者および家族の声をもとに、事業内容の柔軟な見直しと改善を行い、より多様なニーズに対応できる運営体制を整える。「障害児者と当事者家族との交流促進事業」の実施にあたり、おもちゃ・ICTの情報提供および支援を実施し、障害児者と共に楽しむ時間を共有し、おもちゃやICT機器の家庭内での活用実態について調査研究を行い、より効果的な支援方法および情報提供手段を検討・確立する。準備が整い次第、医療的ケア児や重症心身障害児への支援経験を活かした専門的な関わり、遊びやICT機器を活用した発達支援を家庭、保育所、学校等へ提供したいと考える。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 288 千円 】)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、当事者家族との交流促進事業	・障害児のための「おもちゃの広場」 重症心身障害児や難病、医療ケア児向けのスイッチおもちゃを用いた遊び場の提供と、ご家族の交流を実施する。	R8 2/21	東村山市子育て総合支援センター	6名	重症心身障害児、保護者	延べ 150人	146
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、当事者家族に対する支援・相談事業	・のんびりおしゃべり「マル交流会」 障害児者の家族を対象としたピアサポート交流事業 障害児者を持つ家族同士が集い、日常生活における悩みや不安、思いを共有することを目的とした交流会を実施する。 就学時の相談や進路選択、学校卒業後の生活等について、当事者家族の経験をもとに情報交換を行い、孤立の防止と精神的負担の軽減を図る。	R8 1月	オンライン及び、希望場所で開催	4名	障害児の保護者	30人	12

障害児者総合支援法及び福祉基盤と、当事者との連携促進事業	・障害児者および家族と、地域の支援者との連携促進事業 障害児者およびその家族と、東村山市役所の保健師等の支援者が参加し、支援に関する課題や困り等について意見交換を行交流会を実施する。当事者の声と共に有するとともに、地域資源や支援制度に関する情報交換を行い、継続的な支援や地域連携の促進につなげることを目的とする。	R8 1月	オンライン及び、希望場所で開催	6名	障害児の保護者、支援者、従事医療等	12名	5
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	(ア) 保育所等訪問支援事業 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等に訪問し、障害児本人への直接的な関わりを通じた支援及び、保育士・教職員等に対する支援方法の助言、環境調整に関する提案を行う。子どもの特性や発達状況に応じ、遊びやICT機器、姿勢保持用具等を活用し、集団生活への円滑な参加を支援する。 (イ) 居宅訪問型児童発達支援 (将来的実施を含む) 通所が困難な障害児の居宅に訪問し、家庭環境の中で発達を促す支援を行う。保護者への助言や関わり方の支援を通じて、家庭における安心した子育て環境の構築を図る。		がる児の生活及児童がする、の園、の園等の時間に、の等。	始業は、土曜日、のを規則的に実施する。	等支障児害児の支援を、生活をす児の通が障、通の定めや支援に必要なや、児童等の職業応援がけ達に必要な及家庭。	名数をす 年間から程度 かる程定 想る。	事業開始された間に準備する事に見出されない。
障害児者の理解を深めるための研修事業	・在宅における「おもちゃ支援」講習会 ・訪問看護師交流会 ・保健師意見交換会 ・重症心身障害児に関するおもちゃや遊びの情報をオンライン使用にて共有。	R8 3月	都立東大和療育センター	2名	西部訪問看護事業部 看護師	19名	5
障害児者に関する情報発信事業	・ホームページ、YouTube、Instagramにより、障害児者にむけてのおもちゃやICT等の情報発信や、イベント報告動画の配信。	通年 週1回 (月4~5回)	マルル事務所	2名	障害児の保護者、支援者、従事医療等	不特定多數	120

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 マルル

1 事業実施の方針

令和8年度は、「障害児者と家族が安心してつながり、共に学び合う居場所づくり」を推進するため、以下の重点事業に取り組む。

1. おもちゃの広場の充実

重症心身障害児、医療的ケア児を含む障害児とその家族、きょうだい児が安心して参加できる「おもちゃの広場」を定期的に開催する。専門家やボランティアと協働し、発達や特性に応じた遊びを提供するとともに、ICTや感覚遊具など多様なおもちゃを取り入れる。地域の子どもや住民との交流を促進し、インクルーシブな遊び場として地域社会に浸透させる。

2. ピアサポート相談の推進

障害児者を育てる親やきょうだいが、同じ立場の仲間と安心して語り合える「ピアサポート相談」を実施する。対面およびオンラインの両方で相談機会を設け、家庭での生活や療育、就学・進学、地域との関わりなど、多様な課題について共有できる場を提供する。必要に応じて専門機関につなぐ体制を整え、家族の孤立防止と心の支えを強化する。

3. 広報と連携の強化

SNSや広報紙、関係機関とのネットワークを活用し、事業の周知と参加者の拡大を図る。当事者の声を反映しながら事業内容を随時改善し、より実効性のある支援活動を推進する。

4. 準備が整い次第、医療的ケア児や重症心身障害児への支援経験を活かした専門的な関わり、遊びやICT機器を活用した発達支援を家庭、保育所、学校等へ提供したいと考える。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 459 千円 】)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害児者と当事者家族との交流促進事業	・障害児のための「おもちゃの広場」 重症心身障害児や難病、医療ケア児向けのスイッチおもちゃを用いた遊び場の提供と、ご家族の交流を実施する。	2/13, 5/15, 8/14, 11/13, 年4回	東村山市地域福祉センター、	6名	重症心身障害児、保護者	延べ150人	312
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害児者と当事者家族に対する支援・相談事業	・のんびりおしゃべり「マルル交流会」 障害児者の家族を対象としたピアサポート交流事業 障害児者を持つ家族同士が集い、日常生活における悩みや不安、思いを共有することを目的とした交流会を実施する。就学時の相談や進路選択、学校卒業後の生活等について、当事者家族の経験をもとに情報	1月、6月 年2回	オンライン及び、希望場所で開催	4名	障害児の保護者	30人	12

	交換を行い、孤立の防止と精神的負担の軽減を図る。					
障害児者及び家庭支援事業 総合児童福祉法に基づく、当事者等による連携促進事業 支童づき者者及び障害者に係る情報提供事業	・障害児者および家族と、地域の支援者との連携促進事業 障害児者およびその家族と、東村山市役所の保健師等の支援者が参加し、支援とともに課題や困りごとについて意見交換を行う交流会を実施する。当事者の声を共有するとともに、地域資源や支援制度に関する情報交換を行い、継続的な支援や地域連携の促進につなげることを目的とする。	10月 年1回	オンライン及び希望場所で開催	6名	障害児の保護者、支援者、医療従事者等 12名	5
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	(ア)保育所等訪問支援事業 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等に訪問し、障害児本人への直接的な関わりを通じた支援及び、保育士・教職員等に対する支援方法の助言、環境調整に関する提案を行う。子どもとの特性や発達状況に応じ、遊びやICT機器、姿勢保持用具等を活用し、集団生活への円滑な参加を支援する。 (イ)居宅訪問型児童発達支援(将来的実施を含む) 通所が困難な障害児の居宅に訪問し、家庭環境の中で発達を促す支援を行う。保護者への助言や関わり方の支援を通して、家庭における安心した子育て環境の構築を図る。	準備が整い次第、及び関係機関との連携により、利用開始が平日を中心として実施する。	障害児がする所、幼稚園等の生活及び居場所、障害者の等。	始業は、事業開業後も、専門性に応じて配置する。	等支所育通が保育所に必要な支援事業は、障害児の生活及び居場所、障害者の等。	数名程度を年間から数度定期的に実施する。 事業開始した時に見込める費用は、発生しない。
障害児者の理解を深めるための研修事業	・在宅における「おもちゃ支援」講習会 ・訪問看護師交流会 ・保健師意見交換会 ・重症心身障害児に関するおもちゃや遊びの情報をオンライン配信にて共有。	7月 9月 年2回	都立東大和療育センター	2名	西部訪問看護事業部 看護師	19名 10
障害児者に関する情報発信事業	・ホームページ、YouTube、Instagramにより、障害児者にむけてのおもちゃやあそび、ICT等の情報発信や、イベント報告動画の配信。	通年 週1回 (月4~5回)	マルル事務所	2名	障害児の保護者、支援者、医療従事者等 不特定多数	120

設立・定款変更用

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 マルル
(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費	正会員受取会費 賛助会員受取会費	57,000	57,000
2 受取寄附金	受取寄附金 施設等受入評価益		
3 受取助成金等	受取助成金	400,000	400,000
4 事業収益	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害児者と当事者家族との交流促進事業収益 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害児者と当事者家族に対する支援・相談事業収益 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害児者と当事者家族並びに、支援者との連携促進事業及び情報提供事業収益 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 障害児者の理解を深めるための研修事業収益 障害児者に関する情報発信事業	0 0 0 0 0 0	0
5 その他の収益	受取利息	0	0
経常収益計		457,000	
(B) 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費	給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	0 0 0	0
(2) その他経費	会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 図書費 印刷製本費 支援用玩具購入費	10,400 15,321 0 0 10,000 8,560 243,722	288,003
事業費計		288,003	
2 管理費			0
(1) 人件費	役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	0 0 0	0
(2) その他経費	消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 地代家賃 旅費交通費 減価償却費	26,265 0 23,580 0 15,002 0	64,847
管理費計		64,847	
経常費用計		352,850	
当期 総常増減額 (A) - (B) . . . ①			104,150
(C) 総常外収益			
固定資産売却益 過年度損益修正益			
総常外収益計			0
(D) 総常外費用			
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損			
総常外費用計			0
当期 総常外増減額 (C) - (D) . . . ②			0
税引前 当期 正味財産増減額 ①+② . . . ③			104,150
法人税・住民税及び事業税 . . . ④			70,000
設立時正味財産額 . . . ⑤			0
次期 総正味財産額 ③-④+⑤			34,150

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人

マルル

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費		77,000	
正会員受取会費		57,000	
賛助会員受取会費		20,000	
2 受取寄附金		0	0
受取寄附金		0	
施設等受入評価益			
3 受取助成金等		600,000	
受取助成金		600,000	
4 事業収益		0	
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害児者と当事者家族との交流促進事業収益		0	
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害児者と当事者家族に対する支援・相談事業収益		0	
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害児者と当事者家族並びに、支援者との連携促進事業及び情報提供事業収益		0	
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業		0	
障害児者の理解を深めるための研修事業収益		0	
障害児者に関する情報発信事業		0	
5 その他の収益		0	0
受取利息		0	
経常収益計		677,000	
(B) 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			0
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費			
(2) その他経費		459,000	
会議費		24,000	
旅費交通費		30,000	
施設等評価費用		0	
減価償却費		0	
図書費		10,000	
印刷製本費		15,000	
支援用玩具購入費		300,000	
イベント運営費(会場使用料、消耗品費、ボランティア交通費(実費弁償))		80,000	
事業費計		459,000	
2 管理費			0
(1) 人件費			0
役員報酬		0	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費		123,120	
消耗品費		24,000	
水道光熱費		0	
通信運搬費		75,120	
地代家賃		0	
旅費交通費		24,000	
減価償却費		0	
管理費計		123,120	
総常費用計		582,120	
当期経常増減額 [A] - [B] . . . ①		94,880	
(C) 総常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
総常外収益計		0	
(D) 総常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
総常外費用計		0	
当期総常外増減額 [C] - [D] . . . ②		0	
税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③		94,880	
法人税、住民税及び事業税 . . . ④		70,000	
前期繰越正味財産額 . . . ⑤		34,150	
次期繰入正味財産額 ③-④+⑤		59,030	

特定非営利活動法人マルル

設立趣旨書

1 趣旨

重症心身障害児、難病児、医療的ケア児を育てる家庭は、24時間体制でケアと育児に向き合っています。地域における「居場所」の不足があり、障害のある子が安心して遊べる児童館や遊び場がほとんどありません。そのような現実から、外出や交流が難しく、孤立を感じるご家族も少なくありません。「どんな遊びが合うのかわからず、結局タブレットやテレビに頼ってしまい、自己嫌悪になる」そんな声も多く聞かれます。私たちは、障害の重いお子さんが気軽に遊べる“児童館のような場所”を地域に作りたいと考えています。おもちゃや遊びを通して子どもに様々な経験を提供し、ご家族も安心して集える場所を築いていくことが、私たち「マルル」の願いです。

前述した課題に対して、おもちゃや遊びを通じて親子のつながりを育む居場所づくりを行ってきました。感覚刺激を与えるおもちゃの提供や、専門職との連携による体験会、保護者同士が思いを共有できるピアサポートの時間は、多くのご家族に「ホッとできた」「また来たい」と感じていただける場となりました。私たちは、この活動を一過性のものではなく、地域に根ざした支援のひとつとして持続可能な形で広げていくため、特定非営利活動法人を設立し、社会的な信頼と基盤を整えたいと考えています。法人化することによって、組織を発展、確立することができ、将来的に障害児者が地域や施設等で継続して経験や学習をして過ごすことが出来る「まちづくり推進問題」、障害児者の健全育成に関わるさまざまな事業、また、障害児者の家族の相談に関わる支援を展開することができるようになり、地域社会に広く貢献できると考えます。今後は、より多くのご家庭に向けて活動の幅を広げるとともに、行政や支援機関と連携しながら、障害児者とその家族が課題としている状況と一緒に改善し、健やかに暮らせる社会の実現を目指してまいります。

2 申請に至るまでの経過

2024年4月 看護おもちゃあそび「マルル」発足（重症心身障害児や発達に特性のあるお子様の「おもちゃ支援」を看護訪問にて行う活動）

2024年9月 障害児のためのおもちゃや遊び、障害児育児に役に立つ情報発信のため「マルルちゃんねる」をYouTubeにて開設し配信開始。Instagramにて、同様の内容で投稿を開始。

2025年2月 障害児のための「おもちゃの広場」開催

2025年4月 「マルル」の活動に賛同した会員により、当事者団体「マルル」を立上げ、東村山市社会福祉協議会より当事者団体助成を受ける。

2025年5月 障害児のための「おもちゃの広場」と投影機器「オミ・ビスタ体験会」同時開催

2025年6月 会員間で法人化の意思確認

2025年8月 障害児のための「おもちゃの広場」開催。「白梅学園大学 杉山ゼミ」のワークショップをおもちゃの広場内にて実施。東村山市と東村山市教育委員会の後援を得る。

令和7年 9月 17日

設立代表者

氏名

村上 優香